

(第1面)

特別管理産業廃棄物処理計画書

令和5年6月16日

富山県知事
新田 八朗 殿

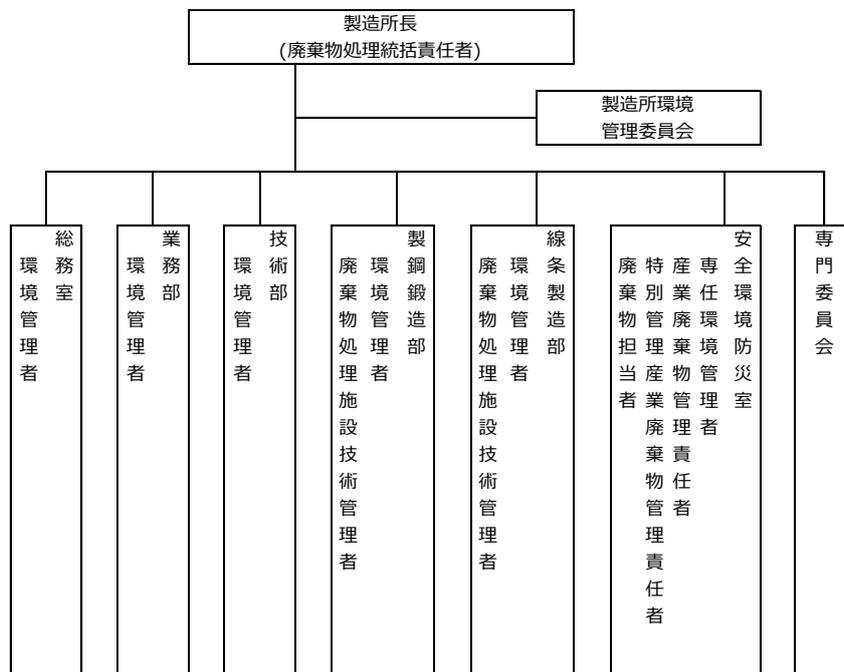
提出者
住 所 富山県射水市八幡町3丁目10番15号
日本高周波鋼業株式会社富山製造所
氏 名 専務執行役員富山製造所長 下野 茂治
電話番号 0766-84-3181(代)

廃棄物の処理及び清掃に関する法律第12条の2第10項の規定に基づき、特別管理産業廃棄物の減量その他その処理に関する計画を作成したので、提出します。

事業場の名称	日本高周波鋼業株式会社 富山製造所
事業場の所在地	富山県射水市八幡町3丁目10番15号
計画期間	令和5年4月1日～令和6年3月31日
当該事業場において現に行っている事業に関する事項	
①事業の種類	鉄鋼業
②事業の規模	製造品出荷額 30,039 百万円
③従業員数	523人
④特別管理産業廃棄物の一連の処理の工程	別紙のとおり。

特別管理産業廃棄物の処理に係る管理体制に関する事項

(管理体制図)



特別管理産業廃棄物の排出の抑制に関する事項

①現状	【前年度（令和4年度）実績】				
	特別管理産業廃棄物の種類	有害ばいじん	強酸	廃PCB等	汚泥、ガラスくず
	排出量	1,091.83 t	18.95 t	5.67 t	0.00t
	(これまでに実施した取組) 強酸：発生工程である酸洗工程での製造条件見直しによる発生量低減活動実施。				
②計画	【目標】				
	特別管理産業廃棄物の種類	有害ばいじん	強酸	廃PCB等	汚泥、ガラスくず
	排出量	1,284.00 t	0.00 t	11.22 t	0.00t
	(今後実施する予定の取組) 強酸：社内酸洗設備用の排水処理施設にて処理し発生抑制する。				

特別管理産業廃棄物の分別に関する事項

①現状	(分別している特別管理産業廃棄物の種類及び分別に関する取組) 特になし。
②計画	(今後分別する予定の特別管理産業廃棄物の種類及び分別に関する取組) 特になし。

(第3面)

自ら行う特別管理産業廃棄物の再生利用に関する事項					
①現状	【前年度（令和4年度）実績】				
	特別管理産業廃棄物の種類	有害ばいじん	強酸	廃PCB等	汚泥、ガラスくず
	自ら再生利用を行った特別管理産業廃棄物の量	207.00 t	0.00t	0.00t	0.00t
	(これまでに実施した取組) 有害ばいじん：ペレタイズ装置の導入を再検討したが、一旦断念したが、再度検討開始。具体案までは立案できず。				
②計画	【目標】				
	特別管理産業廃棄物の種類	有害ばいじん	強酸	廃PCB等	汚泥、ガラスくず
	自ら再生利用を行う特別管理産業廃棄物の量	222.00 t	0.00t	0.00t	0.00t
	(今後実施する予定の取組) 有害ばいじん：令和5年度は現状の再生利用継続を維持する。 ペレタイズ装置の導入を継続検討し、具体案を立案する。				
自ら行う特別管理産業廃棄物の中間処理に関する事項					
①現状	【前年度（令和4年度）実績】				
	特別管理産業廃棄物の種類	有害ばいじん	強酸	廃PCB等	汚泥、ガラスくず
	自ら熱回収を行った特別管理産業廃棄物の量	0.00 t	0.00t	0.00t	0.00t
	自ら中間処理により減量した特別管理産業廃棄物の量	0.00 t	0.00t	0.00t	0.00t
(これまでに実施した取組) 特になし。					
②計画	【目標】				
	特別管理産業廃棄物の種類	有害ばいじん	強酸	廃PCB等	汚泥、ガラスくず
	自ら熱回収を行う特別管理産業廃棄物の量	0.00 t	0.00t	0.00t	0.00t
	自ら中間処理により減量する特別管理産業廃棄物の量	0.00 t	0.00t	0.00t	0.00t
(今後実施する予定の取組) 特になし。					

(第4面)

自ら行う特別管理産業廃棄物の埋立処分に関する事項					
①現状	【前年度（令和4年度）実績】				
	特別管理産業廃棄物の種類	有害ばいじん	強酸	廃PCB等	汚泥、ガスくず
	自ら埋立処分を行った特別管理産業廃棄物の量	0.00 t	0.00t	0.00t	0.00t
	(これまでに実施した取組) 特になし。				
②計画	【目標】				
	特別管理産業廃棄物の種類	有害ばいじん	強酸	廃PCB等	汚泥、ガスくず
	自ら埋立処分を行う特別管理産業廃棄物の量	0.00 t	0.00t	0.00t	0.00t
	(今後実施する予定の取組) 特になし。				
特別管理産業廃棄物の処理の委託に関する事項					
①現状	【前年度（令和4年度）実績】				
	特別管理産業廃棄物の種類	有害ばいじん	強酸	廃PCB等	汚泥、ガスくず
	全処理委託量	884.83 t	18.95 t	5.67 t	0.00t
	優良認定処理業者への処理委託量	24.42 t	18.95 t	5.67 t	0.00t
	再生利用業者への処理委託量	884.83 t	18.95 t	0.00t	0.00t
	認定熱回収業者への処理委託量	0.00 t	0.00t	0.00t	0.00t
	認定熱回収業者以外の熱回収を行う業者への処理委託量	0.00 t	0.00t	0.00t	0.00t
	(これまでに実施した取組) 有害ばいじん：亜鉛回収処理を委託継続。				

②計画	【目標】				
	特別管理産業廃棄物の種類	有害ばいじん	強酸	廃PCB等	汚泥、ガラスくず
	全処理委託量	1,062.00 t	0.00 t	11.22 t	0.00t
	優良認定処理業者への処理委託量	25.00 t	0.00 t	11.22 t	0.00t
	再生利用業者への処理委託量	1,062.00 t	0.00 t	0.00t	0.00t
	認定熱回収業者への処理委託量	0.00 t	0.00t	0.00t	0.00t
	認定熱回収業者以外の熱回収を行う業者への処理委託量	0.00 t	0.00t	0.00t	0.00t
(今後実施する予定の取組)					
有害ばいじん：現状の委託処理を継続する。					
強酸：自社排水処理施設での処理を実施し、処理委託しない。					
電子情報処理組織の使用に関する事項	【前年度（令和4年度）実績】				
	特別管理産業廃棄物排出量 (ポリ塩化ビフェニル廃棄物を除く。)	1,110.78 t			
	(今後実施する予定の取組等)				
現状のどおり特別管理産業廃棄物については全件電子マニフェストでのマニフェスト交付を継続する。					
※事務処理欄					

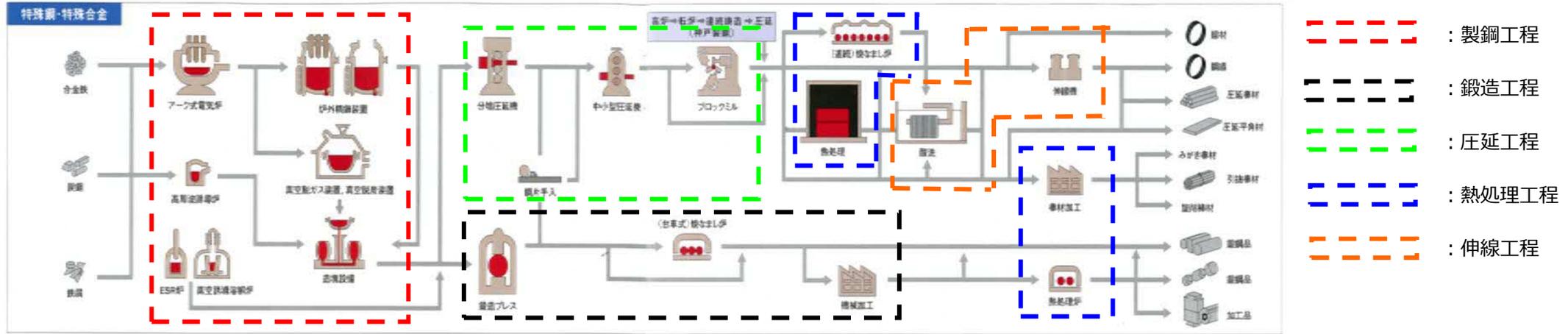
(第6面)

備考

- 1 前年度の特別管理産業廃棄物の発生量が50トン以上の事業場ごとに1枚作成すること。
- 2 当該年度の6月30日までに提出すること。
- 3 「当該事業場において現に行っている事業に関する事項」の欄は、以下に従って記入すること。
 - (1)①欄には、日本標準産業分類の区分を記入すること。
 - (2)②欄には、製造業の場合における製造品出荷額（前年度実績）、建設業の場合における元請完成工事高（前年度実績）、医療機関の場合における病床数（前年度末時点）等の業種に応じ事業規模が分かるような前年度の実績を記入すること。
 - (3)④欄には、当該事業場において生ずる特別管理産業廃棄物についての発生から最終処分が終了するまでの一連の処理の工程（当該処理を委託する場合は、委託の内容を含む。）を記入すること。
- 4 「自ら行う特別管理産業廃棄物の中間処理に関する事項」の欄には、特別管理産業廃棄物の種類ごとに、自ら中間処理を行うに際して熱回収を行った場合における熱回収を行った特別管理産業廃棄物の量と、自ら中間処理を行うことによって減量した量について、前年度の実績、目標及び取組を記入すること。
- 5 「自ら行う特別管理産業廃棄物の埋立処分に関する事項」の欄には、特別管理産業廃棄物の種類ごとに、埋立処分した量を記入すること。なお、中間処理を行うことにより特別管理産業廃棄物に該当しなくなった産業廃棄物を海洋投入処分するときは、その量も含めて記入すること。
- 6 「特別管理産業廃棄物の処理の委託に関する事項」の欄には、特別管理産業廃棄物の種類ごとに、全処理委託量を記入するほか、その内数として、優良認定処理業者（廃棄物の処理及び清掃に関する法律施行令第6条の14第2号に該当する者）への処理委託量、処理業者への再生利用委託量、認定熱回収施設設置者（廃棄物の処理及び清掃に関する法律第15条の3の3第1項の認定を受けた者）である処理業者への焼却処理委託量及び認定熱回収施設設置者以外の熱回収を行っている処理業者への焼却処理委託量について、前年度実績、目標及び取組を記入すること。
- 7 「電子情報処理組織の使用に関する事項」の欄には、前年度の特別管理産業廃棄物の全発生量（ポリ塩化ビフェニル廃棄物（令第2条の4第5号イからハマまでに掲げるものをいう。）を除く。）を記入すること。その量が50トン以上の者にあつては、今後の電子情報処理組織の使用に関する取組等（情報処理センターへの登録が困難な場合として廃棄物の処理及び清掃に関する法律施行規則第8条の31の4に該当するときは、その旨及び理由を含む。）について記入すること。
- 8 それぞれの欄に記入すべき事項の全てを記入することができないときは、当該欄に「別紙のとおり」と記入し、当該欄に記入すべき内容を記入した別紙を添付すること。また、特別管理産業廃棄物の種類が3以上あるときは、前年度実績及び目標の欄に「別紙のとおり」と記入し、当該欄に記入すべき内容を記入した別紙を添付すること。また、それぞれの欄に記入すべき事項がないときは、「―」を記入すること。
- 9 ※欄は記入しないこと。

特別管理産業廃棄物処理計画書 別紙

製造プロセス



処理プロセス

分類	廃棄物名	発生工程	自社中間処理	自社再生処理	委託中間処理	委託最終処分
有害ばいじん	電気炉ガス	製鋼工程	-	鉄源（再溶解）	亜鉛回収	亜鉛回収後、路盤材化
強酸	廃弗硝酸	伸線工程	-	-	中和	中和後、放流 残渣、管理型埋立